

上海のユダヤ人ゲットーへの移住

阿部, 吉雄
九州大学大学院言語文化研究院国際文化共生学部門・国際共生学講座

<https://doi.org/10.15017/7148398>

出版情報：言語科学. 44, pp.113-120, 2009-03-31. 九州大学大学院言語文化研究院言語研究会
バージョン：
権利関係：



上海のユダヤ人ゲットーへの移住

阿 部 吉 雄

初めに

第2次世界大戦（1939 - 1945）をはさむ 1938～1951 年の約 13 年間、中国上海には中欧・東欧出身のユダヤ人難民社会が存在した。彼らは 1938 年 11 月の水晶の夜事件^{注1}に代表されるナチスによる迫害やドイツ軍の侵攻に追われ、当時入国ビザが不要だった上海租界に逃れた約 1 万 6000 人のユダヤ人である。

ユダヤ人難民の多くは当時日本軍が管理していた蘇州河以北の虹口・揚樹浦地区に居住した。第2次上海事変（1937）の戦闘で大きな被害を受けたこの地区は家賃が安かったからである。ナチスはドイツを出国するユダヤ人にわずか 10 ライヒスマルクの持ち出ししか認めず、またヨーロッパと中国の経済構造や言語の違いから職を得るチャンスはあまり大きくなかった。一方、運よく財産を持ち出すことができた者や上海で経済的に成功した者、海外（特にアメリカ）の親戚から送金を得られる者は蘇州河以南の共同租界やフランス租界に住むことも多かった。

ユダヤ人ゲットーの設置

1942 年 6 月のミッドウェイ海戦の敗北や 1943 年 2 月のガダルカナル島撤退で太平洋戦争の長期化が必至になっていた 1943 年 2 月 18 日、ラジオおよび新聞を通じ上海地区の日本陸海軍総司令官名で以下の布告（英語）が発せられた。

布告

無国籍難民の居住と就労の制限について

(1) 軍事的必要性により、上海地区の無国籍難民の居住および就労場所は共同租界内の下記の地域に制限される。

Chaoufoong Road, Muirhead Road, Dent Road を結ぶ線の東側。

Yoyuho Yangtzepoo Creek の西側。

East Seward Road, Wayside Road の北側。

共同租界境界の南側。

(2) 現在上記の地域の外に居住および／または就労している無国籍難民はその居住および／または就労場所を 1943 年 5 月 18 日までに上記の指定地域に移動させるべし。指定地域以外にあり、現在無国籍難民が居住または使用中の部屋、家屋、店舗またはその他の施設の譲渡、販売、購入には日本当局の許可が必要である。

(3)無国籍難民以外の者は日本当局の許可なしに第1項で述べられた地域へ移住するべからず。

(4)この布告に違反またはその実施を妨害する者は厳罰に処す。

上海地区日本陸軍総司令官

上海地区日本海軍総司令官

1943年2月18日。^{注2}

「無国籍難民」(stateless refugees) というのは、1941年11月ドイツ政府が外国に滞在するユダヤ人のドイツ国籍を剥奪する法律を作り、翌1942年1月から施行したためである。ポーランドはロンドンの亡命政府を除けば、すでに消滅していた。一方、この布告に続く説明部分では「ドイツ（旧オーストリア、チェコスロバキアを含む）、ハンガリー、旧ポーランド、ラトビア、リトアニア、エストニア等から1937年以降に上海に到着した者」という条件が付けられており、ロシアからのアシュケナージ系ユダヤ人約5000人は該当しない。^{注3}イギリスまたはイラク国籍を持ち、19世紀から上海に在住しているセファルディ系ユダヤ人約500人も同様である。

ゲットー設置の理由は不明だが、太平洋戦争遂行のための総動員体制が上海でも実施されるようになったことと関連があるのは明らかである。1943年2月、ゲットー設置の布告と相前後してイギリス人やアメリカ人など5000人以上の「敵性国人」が浦東・閘北・龍華などの強制収容所に入れられる。また1942年10月、米英政府が蒋介石の重慶政府に租界の返還・治外法権の撤廃を提案し、翌1943年1月11日それぞれ「アメリカの在華治外法権の取消及び関連問題に関する中米条約」と同「中英条約」として成立させるが、日本もそれに対抗して2日前の1月9日、汪精衛を首班とする傀儡政権中華民国国民政府が対米英宣戦布告を行う「日華共同宣言」、日本が租界の返還・治外法権の撤廃を行う「日華協定」を締結した。

ゲットーへの移住

指定地域外に居住するユダヤ人難民の指定地域への移住を推進するために、日本はロシア系ユダヤ人に上海アシュケナージ救援共同協会（Shanghai Ashkenazi Collaborating Relief Association / SACRA）を設立させた。ロシア系ユダヤ人がゲットー移住の対象にならなかったのは1941年4月に日ソ中立条約を締結したソ連に配慮したという見方もあるが、上海のロシア系ユダヤ人が従来から親日的であったこと、ゲットー移住を円滑に進めるためには同じユダヤ人によって監督させることが得策であること、ゲットー移住によって大きな経済的打撃を被る中欧・東欧系ユダヤ人難民の不満の矛先を日本ではなく監督役のロシア系ユダヤ人に向けさせようとしたことなどが考えられる。

すべての無国籍難民はSACRAから申告書を受け取り、登録しなければならなかった。

登録作業は SACRA とユダヤ人難民側のいくつかの組織の代表者たちからなる合同管理委員会 (Joint Administrative Committee / JAC) が行った。JAC は登録者に関する統計データを作成しており、ゲットーへの移住期限の前日である 1943 年 5 月 17 日時点の結果は以下の通りである。^{注4}

登録者数 合計 15,342 人

[国籍別]

ドイツおよびオーストリアからの移住者	13,511 人
ポーランドからの移住者	1,234 人
チェコスロバキアからの移住者	212 人
他の国々からの移住者	167 人
まだ分類されていない移住者	218 人

[上海各市区への分布状況]

フランス租界に住む者	合計 2,421 人
独身男性	446 人
独身女性	103 人
子供連れの夫婦	968 人
子供のいない夫婦	904 人
共同租界に住む者	合計 805 人
独身男性	288 人
独身女性	29 人
子供連れの夫婦	183 人
子供のいない夫婦	305 人
西部越界築路区域に住む者	合計 557 人
独身男性	78 人
独身女性	31 人
子供連れの夫婦	230 人
子供のいない夫婦	218 人
指定地域外の虹口に住む者	合計 3,569 人
独身男性	476 人
独身女性	96 人
子供連れの夫婦	1,561 人
子供のいない夫婦	1,436 人
指定地域内の虹口に住む者	合計 5,171 人
独身男性	696 人

独身女性	128 人
子供連れの夫婦	2,309 人
子供のいない夫婦	2,038 人
難民ハイムに住む者	2,819 人

このデータから当時のユダヤ人難民社会について多くの情報を読み取ることができる。まず難民の総人口を 1 万 5,342 人と報告している。上海のユダヤ人難民についてはこれ以外にもいくつかのリストや統計が存在するが、この数値は最大のものである。^{注5} 「子供連れの夫婦」は実際には片親のみの場合もあり、「子供連れの既婚者」を意味しているようである。(その人数の中に子供が入っているかどうかは明らかでないが、この登録・統計作業の目的にはゲットー移住に際して必要な住居の数を知ることもあったため、子供の数を含んでいいると考えるのが適当であろう。^{注6}) 同様に「子供のいない夫婦」というのも、「子供がない既婚者」と理解される。ナチスは世帯主の男性を逮捕収監したため、家族を残してまず夫・父親だけが国外へ逃れることが多かったのである。なお JAC はすでに登録の期限が過ぎているものの、少數ながらまだ申告書を提出する難民がいることを認めている。

指定地域外にあった 811 戸のアパートの 2,766 部屋に居住していた^{注7} 難民は全体の 47.9% に当たる 7,352 人に上る。これは布告の実施により指定地域内のユダヤ人難民の人口密度が約 2 倍になることを意味した。最も貧しい難民用に設置されたハイムと呼ばれる合同宿泊所に住む人々以外の、自分で部屋を借りて指定地域内に住む難民は 5,171 人であるため、部屋への需要は 2.4 倍に跳ね上がったことになる。しかしひとつへの移住期限の 5 月 18 日まで 3 週間に迫った 4 月 26 日の時点で、わずか 2,000 人分の部屋しか調達できていなかった。^{注8} 需給の逼迫が不動産価格・賃料の高騰、ユダヤ人難民の住環境の悪化を引き起こしたことは容易に想像できる。その結果ひとつの部屋で何人もが居住し、時には 2 世帯が同居する状況が生じ、プライバシーが欠如するようになり、長期化する難民状態と併せて難民たちの精神状態を悪化させた。

指定地域外での就労の禁止はユダヤ人難民が営業していた 307 の店や企業を直撃した。その内訳は衣料店 68、喫茶店・レストラン 50、古物商 26、食料品店 24、仕立屋 19、本屋 14、陶磁器店 12、薬局・薬品製造所 9、ラジオ・電気製品店 9、革製品店 8、宝石店 7、靴屋 6、写真屋 5、スタンプ・ゴム製品工場 4、毛皮店 2、雑貨店 44。^{注9} これらの店や企業は租界の裕福な外国人を顧客にしていたため、何キロも離れたゲットーへの移転は経営モデルの継続を困難にした。ゲットー移住の期限である 5 月 18 日から 2 カ月後の 7 月 9 日には在上海総領事館揚樹浦警察署長、大東亜省警部の高橋武次が上海総領事の矢野征記宛に「難民猶太人移動後ノ現況ニ関スル件」として、「今尚種々ナル理由ニヨリ指定地域外ニ居住シ乃至指定地域内ニハ名義ノミ登録ノ上地域外ニ居住シ居ル者等アリ」と報告している。矢野総領事が大東亜大臣青木一男へ宛てた 7 月 21 日付けの「難民猶太人移動後ノ現況ニ関スル件」では「移動完了日タル 5 月 18 日迄ニハ從来指定地域内居住中ノ 7,216 名ニ加フルニ

移動許可ニヨリ地域内ニ移住セシ者 6,299 名ヲ合スレハ 13,515 名ノ多キニ達セルカ更ニ 7 月 7 日現在迄ノ移動数 1,163 名ヲ加フレハ現在 14,678 名ニ達シ指定地域外居住者所謂猶予者ハ僅カニ 617 名ノミ」と伝えている。

矢野総領事が「指定地域外居住者所謂猶予者」と呼んだ、日本軍からゲットー外に居住することを必要と認められ移住を免除される人々もいた。ユダヤ人難民を監督管理する無国籍避難民処理事務所が 1944 年 3 月末に作成した「無国籍避難民特定地域移転猶予者名簿」は以下のような内容である。

職業ニ依ル特別猶予	件数	人数 (家族ヲ含ム)
診療所ヲ有スル医師	41	68
病院勤務看護婦薬剤師等	9	12
軍、官、公其他使用特殊技能者	12	19
公務員公共の従業員者及工作関係	36	65
生活環境ニ依ル猶予	件数	人数 (家族ヲ含ム)
布告不適用者ノ扶養ヲ受クル未成年者	3	3
同 老人	17	23
病人及廢疾者	9	13
国籍問題懸案中	3	3
大学就学中学生	1	1
合計	131	207

個々の住所を見ると最も人数が多い医師を始め 6 割以上が旧フランス租界であり^{注 10}、これはゲットーから遠く離れているため通勤・通学・通院が難しいことが直接の理由であろうが、フランス・ビシー政府に配慮したためとも考えられる。この資料ではゲットー設置の 10 日後の 1943 年 5 月 28 日時点の移住猶予者は 368 件、529 人だったとしており、10 カ月間で件数・人数とも 4 割以下にまで減少している。

終わりに

ゲットー設置に伴い、移住を強いられる人々のために必要な量の住居を事前に確保できなかった事実からも、この決定が租界の返還・治外法権の撤廃を内容とする 1943 年 1 月 9 日の「日華協定」を受けて、入念な計画もなしに発表され（2 月 18 日）実施に移された（5 月 18 日）ことが分かる。また共同租界やフランス租界、指定地域外の虹口地区でビジネス上の成功を収めていた人々を移住させ、就業の場も指定地域に限定することにより戦時経済にとって致命的な失業者を増やし上海経済を停滞させたことから、それが有能な官吏の決定ではなく、近視眼的な軍部に引きずられた結果だと推測させる。戦争による物不足、インフレ、海外からの援助の停止に失業が加わり、難民たちは上海での 13 年間の滞在にお

ける最も過酷な 2 年半を迎えることになる。故郷や家族と離れ、言語や文化、習慣の異なる上海で生活する人々にとって、失業は経済的困難をもたらすだけでなく、自信を失わせ無気力・無関心にしたのである。

注

1. 1938 年 3 月、ドイツがオーストリアを併合するとポーランド国籍のウィーン在住ユダヤ人多数がポーランドに帰国したため、ポーランド政府は外国に 5 年以上滞在するポーランド国籍者の国籍を剥奪し、帰国を拒否する法律を作った。これに対してドイツは 10 月、ポーランド旅券を持つユダヤ人 1 万 8000 人をポーランド国境へ追放する。ポーランドは入国を拒否したため、彼らは数日間国境の無人地帯にとどまり、入国を認められた後も国境沿いの地域に分散させられ、内陸部へ入ることを許されなかつた。国境の町ズバシーニに 8000 人のユダヤ人難民がいたため、ズバシーニ事件と呼ばれる。これらのユダヤ人難民の中にハノーファーからのグリュンシュパン夫妻がいた。彼らから手紙で窮状を知らされたフランス在住の 17 歳の息子ヘルシェル・グリュンシュパンは 1938 年 11 月 7 日、パリのドイツ大使館 3 等書記官エルンスト・フォム・ラートを射殺する。この事件に対して 11 月 9~10 日にかけドイツ全土で反ユダヤ暴動が起き、7500 の商店と 400 のシナゴーグが略奪、破壊または放火された。被害総額は 2500 万マルクに上り、うち 500 万マルクがガラス代で、月の光に輝くガラスから「水晶の夜事件」と呼ばれる。100 人近いユダヤ人が殺害され、有産者を中心に 3 万人が逮捕され強制収容所へ送られた。強制収容所から解放される唯一の条件はただちにドイツを出国することであり、その場合上海は最も移住が容易な目的地であった。なおドイツのユダヤ人全体にラート暗殺の賠償金として 10 億マルクが科せられた。Avraham Barkai: „Deutsch-Jüdische Geschichte in der Neuzeit“. 4. Band. „Aufbruch und Zerstörung. 1918-1945“. München (Verlag C. H. Beck) 1997. S. 214 f.

2. 原文の英文は次の通り。

PROCLAMATION

Concerning Restriction of Residence and Business of Stateless Refugees

(I) Due to military necessity, places of residence and business of stateless refugees in the Shanghai area shall hereafter be restricted to the undermentioned area in the International Settlement.

East of the line connecting Chaoufoong Road, Muirhead Road and Dent Road;

West of Yoyuho Yangtzepoo Creek;

North of the line connecting East Seward Road and Wayside Road; and

South of the boundary of the International Settlement.

- (II) The stateless refugees at present residing and/or carrying on business in the districts other than the above area shall move their places of residence and/or business into the area designated above by May 18, 1943.
Permission must be obtained from the Japanese authorities for the transfer, sale, purchase or lease of rooms, houses, shops or any other establishments, which are situated outside the designated area and now being occupied or used by the stateless refugees.
- (III) Persons other than stateless refugees shall not remove into the area mentioned in Article I without permission of the Japanese authorities.
- (IV) Persons who will have violated this Proclamation or obstructed its reenforcement shall be liable to severe punishment.

Commander-in-Chief of the
Imperial Japanese Army in the Shanghai Area.

Commander-in-Chief of the
Imperial Japanese Navy in the Shanghai Area.

February 18, 1943.

3. ユダヤ人ゲットー設置については David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews – The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House) 1988 (1976), 丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』(法政大学出版局) 2005 年, 阿部吉雄「上海のユダヤ人ゲットー設置に関する考察」, 『言語文化論究』(14) 2002 年, 九州大学大学院言語文化研究院, 45~58 頁等を参照。
4. Georg Armbrüster / Michael Kohlstruck / Sonja Mühlberger (Hrsg.): „Exil Shanghai 1938 - 1947. Jüdisches Leben in der Emigration“. Teetz (HENTRICH & HENTRICH Verlag) 2000. 付属 CD-ROM, „SACRA-Statistik“.
5. 人数の多い順に並べると, 1)移住居住者協会 (Emigrant Residents Union / ERU) による統計 (1944 年 11 月) では 1 万 4245 人, 2)提籃橋分局特高股が作成した『外人名簿』(1944 年 8 月) にはのべ 1 万 4794 人の外国人 (うちユダヤ人難民は阿部による推定で 1 万 2400 人), 3)上海のドイツ総領事館による報告 (1940 年 11 月) では 9480 人, 4) 上海のドイツ総領事館からゲシュタポとドイツ外務省へ送られた難民個々人に関する報告書 (1938 年 10 月~1939 年 6 月) が 5546 人分, 5)ユダヤ人難民組織が自ら発行した『移住者住所録』(1939 年 11 月) にはのべ 5458 人の個人および法人。
6. 移住居住者協会 (ERU) による統計 (1944 年 11 月) では 1171 人が 15 歳以下の子供である。
7. David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews – The Jewish Refugee Community of

- Shanghai, 1938-1945“. S. 606.
8. David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews – The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 524 f.
 9. David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews – The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. S. 605 f.
 10. 1943年2月23日, フランス・ビシー政府は中国国内の租界返還と治外法権撤廃の声明を発表する。共同租界返還の2日前の7月30日, フランス租界は汪政府に返還され, 上海特別市第8区と改称された。

参考文献

- Avraham Barkai: „Deutsch-Jüdische Geschichte in der Neuzeit“. 4. Band. „Aufbruch und Zerstörung. 1918-1945“. München (Verlag C. H. Beck) 1997.
- David Kranzler: „Japanese, Nazis & Jews – The Jewish Refugee Community of Shanghai, 1938-1945“. Hoboken, New Jersey (KTAV Publishing House) 1988 (1976)
- 丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』(法政大学出版局) 2005年。
- Georg Armbrüster / Michael Kohlstruck / Sonja Mühlberger (Hrsg.): „Exil Shanghai 1938 - 1947. Jüdisches Leben in der Emigration“. Teetz (HENTRICH & HENTRICH Verlag) 2000. 付属 CD-ROM.

本稿は平成20年度科学研究費補助金基盤研究(C)「上海のユダヤ人難民社会の人的構成及び共同体としての存在様態に関する研究」(研究代表者:阿部吉雄)による研究成果の一部をまとめたものである。